

## 議第25号

### 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例  
滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第34条中「横断歩道橋等」の右に「、自動運行補助施設」を加える。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。

